



山形県公報

平成18年6月2日(金)
第1746号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 告 示

|                                |                      |     |
|--------------------------------|----------------------|-----|
| 有害図書類の指定.....                  | (女性青少年政策室) ...       | 844 |
| 生活保護法による指定医療機関の指定.....         | (健康福祉企画課) ...        | 845 |
| 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出.....      | (同) ...              | 同   |
| 生活保護法による指定介護機関の指定.....         | (同) ...              | 846 |
| 生活保護法による指定介護機関の廃止の届出.....      | (同) ...              | 同   |
| 指定居宅サービス事業者の指定.....            | (置賜総合支庁福祉課) ...      | 同   |
| 歳入の収納の事務の委託.....               | (児童家庭課) ...          | 同   |
| 障害者就業・生活支援センターの変更の届出.....      | (雇用労政課) ...          | 同   |
| 山形県家畜人工授精講習会等規程の一部を改正する規程..... | (工コ農業推進課) ...        | 847 |
| 県営土地改良事業の施行に伴う工事の完了.....       | (農村計画課) ...          | 同   |
| 土地改良区の解散.....                  | (村山総合支庁農村計画課) ...    | 同   |
| 土地改良区の定款変更の認可.....             | (庄内総合支庁農村計画課) ...    | 同   |
| 農林水産大臣の指定に係る解除予定保安林の通知.....    | (森林課) ...            | 848 |
| 民有保安林の指定施業要件の変更の予定.....        | (同) ...              | 同   |
| 道路の区域の変更.....                  | (村山総合支庁建設総務課) ...    | 849 |
| 同.....                         | (同) ...              | 同   |
| 県道の供用の開始.....                  | (同) ...              | 850 |
| 道路の区域の変更.....                  | (村山総合支庁西村山総務建築課) ... | 同   |
| 県道の供用の開始.....                  | (同) ...              | 同   |
| 道路の区域の変更.....                  | (置賜総合支庁西置賜総務建築課) ... | 同   |
| 開発行為に関する工事の完了.....             | (最上総合支庁建築課) ...      | 851 |
| 道路の位置の指定.....                  | (置賜総合支庁建築課) ...      | 同   |

### 教育委員会関係

#### 規 則

|                                      |   |
|--------------------------------------|---|
| 山形県教員の大学院における研修に関する規則の一部を改正する規則..... | 同 |
|--------------------------------------|---|

### 公 告

|                                 |                   |     |
|---------------------------------|-------------------|-----|
| 特定非営利活動法人の設立の認証の申請.....         | (庄内総合支庁企画振興課) ... | 852 |
| 平成18年度狩猟免許試験の実施.....            | (みどり自然課) ...      | 同   |
| 平成18年度狩猟免許更新に係る適性試験及び講習の実施..... | (同) ...           | 853 |
| 家畜人工授精に関する講習会の実施.....           | (工コ農業推進課) ...     | 854 |
| 家畜人工授精に関する講習会修業試験の実施.....       | (同) ...           | 855 |
| 技能検定員審査及び教習指導審査の実施.....         | (公安委員会) ...       | 同   |

### そ の 他

|                             |             |     |
|-----------------------------|-------------|-----|
| 平成18年度宅地建物取引主任者資格試験の実施..... | (建築住宅課) ... | 856 |
|-----------------------------|-------------|-----|

### 正 誤

## 告 示

山形県告示第578号

山形県青少年保護条例(昭和54年3月県条例第13号)第8条第1項の規定により、次の図書類を青少年に有害な図書類として指定する。

平成18年6月2日

山形県知事 齋藤 弘

( 図 書 )

| 指定番号 | 題 名                                    | 図書コード等     | 発 行 所 等      | 指定の理由                               |
|------|----------------------------------------|------------|--------------|-------------------------------------|
| 8424 | 本当にあった人妻たちの秘浮気体験 VOL.2                 | 57958 - 63 | (株)ぶんか社      | 著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれがある。 |
| 8425 | ドキッ!スペシャル 6月号                          | 16611 - 6  | (株)竹書房       |                                     |
| 8426 | マガジン・ウォー・ウルフ 6月号                       | 08365 - 06 | (株)マガジン・マガジン |                                     |
| 8427 | コミックDVD DOKANエンタメ裏DVD8時間 5月号増刊(VOL.08) | 01944 - 05 | 曙出版(株)       |                                     |
| 8428 | ウォーA組 6月号                              | 11953 - 06 | (株)マガジン・マガジン |                                     |
| 8429 | レディースコミック・タブー 6月号                      | 19673 - 06 | 三和出版(株)      |                                     |
| 8430 | コミックアムール 6月号                           | 03801 - 06 | (株)サン出版      |                                     |
| 8431 | BOY'Sピアス 4月号増刊BOY'Sキッス                 | 08178 - 04 | (株)マガジン・マガジン |                                     |
| 8432 | Young Love Comic aya 6月号               | 18815 - 06 | (株)宙出版       |                                     |
| 8433 | レディース・コミック微熱 6月号                       | 09663 - 6  | セブン新社        |                                     |
| 8434 | レディースコミック マノン 6月号                      | 13773 - 06 | (株)マガジンマガジン  |                                     |
| 8435 | 秘女の事件簿 ベストセレクション魅惑の女                   | 50523 - 49 | (株)芳文社       |                                     |
| 8436 | 微熱SUPERデラックス 6月号                       | 07689 - 6  | セブン新社        |                                     |
| 8437 | コミックJune 6月号                           | 03843 - 06 | (株)マガジン・マガジン |                                     |
| 8438 | 危険恋愛H                                  | 55153 - 62 | (株)松文館       |                                     |
| 8439 | 好色制服図鑑                                 | 50700 - 54 | 実業之日本社       |                                     |

《参考》青少年保護条例第8条第2項第1号並びに第2号の規定(包括基準)に該当する有害図書類

( 図 書 )

| 番号 | 題 名      | 図書コード等 | 発 行 所 等 |
|----|----------|--------|---------|
| 1  | Nama MAX | 不 明    | フォーユー書房 |

|   |              |    |          |
|---|--------------|----|----------|
| 2 | 隣の叔母さんお姉さん潤尻 | 不明 | トライアート出版 |
|---|--------------|----|----------|

(録画テープ等)

| 番号 | 題名                  | 区分  | 発行所等   |
|----|---------------------|-----|--------|
| 1  | 少女E 厳選爆乳中出しMAX      | DVD | (株)司書房 |
| 2  | 素人初脱ぎ倶楽部松永みゆきオールプレー | DVD | 不明     |
| 3  | CLUB樹里Special       | DVD | 不明     |

## 山形県告示第579号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成18年6月2日

山形県知事 齋藤 弘

| 指定医療機関の名称                    | 指定医療機関の所在地         | 指定年月日      |
|------------------------------|--------------------|------------|
| 医療法人篠田好生会天童温泉篠田病院<br>(医科・歯科) | 天童市鎌田一丁目7番1号       | 平成18. 4. 1 |
| 真理子レディースクリニック                | 山形市小姓町6番35号        | 同 4.21     |
| たかはし元気クリニック                  | 東村山郡中山町大字小塩1284番地5 | 同 5.16     |
| たておか調剤薬局                     | 村山市楯岡楯2番地11        | 同 5.18     |

## 山形県告示第580号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条(第55条において準用する同法第50条)の2の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成18年6月2日

山形県知事 齋藤 弘

| 指定医療機関の名称                     | 指定医療機関の所在地         | 廃止年月日      |
|-------------------------------|--------------------|------------|
| たておか調剤薬局                      | 村山市楯岡楯2番地11        | 平成17.12.18 |
| 医療法人 篠田好生会天童温泉篠田病院<br>(医科・歯科) | 天童市鎌田一丁目6番46号      | 平成18. 3.31 |
| たかはし元気クリニック                   | 東村山郡中山町大字小塩1284番地5 | 同          |
| 高松診療所                         | 寒河江市大字高松117番地      | 同 4. 1     |
| 大川内科胃腸科医院                     | 酒田市若竹町二丁目2番16号     | 同 4.30     |

## 山形県告示第581号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成18年6月2日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定介護機関の名称      | 施設又は実施する事業の種類 | 指定介護機関の所在地   | 指定年月日      |
|----------------|---------------|--------------|------------|
| 酒田 市 立 八 幡 病 院 | 居宅療養管理指導      | 酒田市小泉字前田37番地 | 平成18. 4.27 |

## 山形県告示第582号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成18年6月2日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定介護機関の名称     | 施設又は実施する事業の種類 | 指定介護機関の所在地            | 廃止年月日      |
|---------------|---------------|-----------------------|------------|
| グループホームあすなる白旗 | 認知症対応型共同生活介護  | 米沢市大字三沢字白旗吉八26113番地65 | 平成18. 3.29 |
| グループホームあすなる窪田 | 同             | 同 窪田町窪田1421番地1        | 同          |

## 山形県告示第583号

介護保険法(平成9年法律第123号)第44条第1項に規定する指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成18年6月2日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定居宅サービス事業者の名称及び所在地         | 事業所の名称及び所在地                   | 居宅サービスの種類 | 指定年月日      |
|-----------------------------|-------------------------------|-----------|------------|
| 株式会社ニュー東北<br>米沢市中央六丁目1番219号 | 株式会社ニュー東北本部<br>米沢市中央六丁目1番219号 | 特定福祉用具販売  | 平成18. 5.19 |

## 山形県告示第584号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の収納の事務を委託した。

平成18年6月2日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 委託した収納事務

保育士登録申請手数料、保育士登録証書換え交付手数料及び保育士登録証再交付手数料の収納事務

## 2 受託者の名称及び所在地

- (1) 名 称 社会福祉法人日本保育協会  
(2) 所在地 東京都渋谷区神宮前五丁目53番1号

## 3 委託期間 平成18年4月1日から平成19年3月31日まで

## 山形県告示第585号

障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第35条において準用する同法第27条第3項の規定により、同法第34条に規定する業務を行う者から次のとおり届出があった。

平成18年6月2日

山形県知事 齋 藤 弘

| 名 称                  | 変 更 事 項 | 変 更 内 容           |                 |
|----------------------|---------|-------------------|-----------------|
|                      |         | 変 更 前             | 変 更 後           |
| 社会福祉法人山形県<br>社会福祉事業団 | 事務所の所在地 | 長井市高野町二丁目 3 番 1 号 | 同 左             |
|                      |         | 山形市緑町一丁目 9 番30号   | 山形市江俣一丁目 9 番26号 |
|                      |         | 酒田市若浜町 1 番40号     | 同 左             |

山形県告示第586号

山形県家畜人工授精講習会等規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成18年 6月 2日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県家畜人工授精講習会等規程の一部を改正する規程

山形県家畜人工授精講習会等規程（昭和25年12月県告示第518号）の一部を次のように改正する。

第 6 条 を次のように改める。

第 6 条 講習会の受講者の定員は、講習会の開催に支障のない範囲内で知事が別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

山形県告示第587号

県営土地改良事業の施行に伴う工事を次のとおり完了した。

平成18年 6月 2日

山形県知事 齋 藤 弘

| 事 業 名                   | 地 区 名   | 工 事 完 了 年 月 日 |
|-------------------------|---------|---------------|
| 広 域 営 農 団 地 農 道 整 備 事 業 | 最 上     | 平成17年 2月 9日   |
| 広 域 営 農 団 地 農 道 整 備 事 業 | 最 上 東 部 | 平成18年 3月29日   |

山形県告示第588号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第 1 項第 1 号の規定により、土地改良区が次のとおり解散した。

平成18年 6月 2日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 土地改良区の名称  
長瀬西部土地改良区
- 2 事務所の所在地  
東根市大字長瀬1254番地
- 3 解散年月日  
平成18年 4月28日

山形県告示第589号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第 2 項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成18年 6月 2日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 土地改良区の名称

庄内赤川土地改良区

- 2 事務所の所在地  
鶴岡市馬場町7番35号
- 3 認可年月日  
平成18年5月25日

#### 山形県告示第590号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成18年6月2日

山形県知事 齋藤 弘

- 1 解除予定保安林の所在場所  
酒田市北青沢字大俣(国有林。次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 3 保安林解除の理由  
道路用地とするため
- (「次の図」は、省略し、その図面を農林水産部森林課及び酒田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 山形県告示第591号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成18年6月2日

山形県知事 齋藤 弘

- 1 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
鶴岡市羽黒町手向字羽黒山17-1、17-2、17-3、17-4、22-4、22-5、22-8、22-13
- (2) 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- (3) 変更後の指定施業要件
- イ 立木の伐採の方法  
変更しない。
- ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び・樹種  
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林課及び鶴岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
鶴岡市羽黒町手向字羽黒山8-1、8-4、8-6、8-7、8-8、8-17、8-26、8-28、8-29、8-30、8-55
- (2) 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- (3) 変更後の指定施業要件
- イ 立木の伐採の方法  
変更しない。
- ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び・樹種  
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林課及び鶴岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
鶴岡市羽黒町手向字羽黒山25-13、25-24
- (2) 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- (3) 変更後の指定施業要件

- イ 立木の伐採の方法  
変更しない。
- ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び・樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林課及び鶴岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

- 4 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
鶴岡市羽黒町手向学院主南1-20(次の図に示す部分に限る。)
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
  - イ 立木の伐採の方法  
変更しない。
  - ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び・樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林課及び鶴岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山形県告示第592号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。  
 なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成18年6月2日から同月15日まで縦覧に供する。  
 平成18年6月2日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 山形上山線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                           | 旧新の別 | 敷地の幅員            | 延 長        |
|-------------------------------|------|------------------|------------|
| 上山市弁天二丁目1420番7から<br>同 535番1まで | 旧    | 34.8メートル<br>31.0 | メートル<br>65 |
| 同 上                           | 新    | 39.0メートル<br>31.0 | 同 上        |

山形県告示第593号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。  
 なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成18年6月2日から同月15日まで縦覧に供する。  
 平成18年6月2日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 狸森上山線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                           | 旧新の別 | 敷地の幅員            | 延 長         |
|-------------------------------|------|------------------|-------------|
| 上山市鶴脛町二丁目724番1から<br>同 717番3まで | 旧    | 14.5メートル<br>4.2  | メートル<br>104 |
| 同 上                           | 新    | 14.5メートル<br>11.2 | 同 上         |

山形県告示第594号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成18年6月2日から同月15日まで縦覧に供する。

平成18年6月2日

山形県知事 齋藤 弘

- 1 路線名 山形上山線
- 2 供用開始の区間 上山市弁天二丁目1420番7から  
同 535番1まで
- 3 供用開始の期日 平成18年6月2日

山形県告示第595号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山総務建築課において平成18年6月2日から同月15日まで縦覧に供する。

平成18年6月2日

山形県知事 齋藤 弘

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 寒河江村山線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                               | 旧新の別 | 敷地の幅員                 | 延 長         |
|-----------------------------------|------|-----------------------|-------------|
| 西村山郡河北町谷地字谷地チ23番6から<br>同 字東547番まで | 旧    | 19.6メートル<br>?<br>8.4  | メートル<br>213 |
| 同 上                               | 新    | 21.8メートル<br>?<br>13.0 | 同 上         |

山形県告示第596号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山総務建築課において平成18年6月2日から同月15日まで縦覧に供する。

平成18年6月2日

山形県知事 齋藤 弘

- 1 路線名 寒河江村山線
- 2 供用開始の区間 西村山郡河北町谷地字谷地チ23番6から  
同 字東547番まで
- 3 供用開始の期日 平成18年6月2日

山形県告示第597号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜総務建築課において平成18年6月2日から同月15日まで縦覧に供する。

平成18年6月2日

山形県知事 齋藤 弘

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 五味沢小国線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長



| 区 間                                   | 旧新の別 | 敷地の幅員                 | 延 長         |
|---------------------------------------|------|-----------------------|-------------|
| 西置賜郡小国町大字舟渡字神明後285番11から<br>同 226番23まで | 旧    | 6.0メートル<br>と<br>24.0  | メートル<br>753 |
| 同 上                                   | 新    | 6.0メートル<br>と<br>24.0  | 同 上         |
| 同 上                                   |      | 13.0メートル<br>と<br>44.0 | メートル<br>746 |

## 山形県告示第598号

次の開発行為は、完了した。

平成18年6月2日

山形県知事 齋 藤 弘

- 許可番号  
平成18年5月11日 指令最総建第2号
- 開発区域に含まれる地域の名称  
第1工区 最上郡最上町大字志茂字柳ノ原1469 - 7、1469 - 8、大字大堀字立石926、926 - 1、926 - 2、926 - 3、926 - 4、926地先
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
最上郡最上町大字志茂277の6  
株式会社大場組 代表取締役 大場利秋

## 山形県告示第599号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。  
なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建築課及び南陽市役所において縦覧に供する。

平成18年6月2日

山形県知事 齋 藤 弘

- 指定の番号 私道置総建第270号
- 指定の場所 南陽市若狭郷屋字中屋敷260 - 2先、260 - 14、260 - 15、270 - 25
- 道路の状況 幅員6.0メートル  
延長54.56メートル
- 指定年月日 平成18年5月19日

## 教育委員会関係

### 規 則

山形県教員の大学院における研修に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年6月2日

山形県教育委員会  
委員長 伊 藤 晴 夫

## 山形県教育委員会規則第18号

山形県教員の大学院における研修に関する規則の一部を改正する規則

山形県教員の大学院における研修に関する規則(昭和56年4月県教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

第1条中「及び東北芸術工科大学」を「、東北芸術工科大学及び東北公益文科大学」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成18年6月2日

山形県知事 齋 藤 弘

1 申請のあった年月日

平成18年5月17日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

(1) 名称

特定非営利活動法人 武久塾

(2) 代表者の氏名

武久 明雄

(3) 主たる事務所の所在地

鶴岡市大山三丁目7-9

(4) 定款に記載された目的

この法人は、これからの未来を創り上げて行く子ども達に対して、病気体験談や障害を見聞きしてもらうことで、子ども達の感性を刺激し、そこから生まれてくる感情や、健康の大切さ、思いやれる心を育む活動を行い、社会全体が優しい未来に向けて福祉、医療、教育現場から垣根を越えた活動を行い、未来貢献に寄与することを目的とする。

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第41条の規定により、狩猟免許試験を次のとおり実施する。

平成18年6月2日

山形県知事 齋 藤 弘

1 試験の期日及び場所

| 期 日           | 場 所         |
|---------------|-------------|
| 平成18年8月25日(金) | 村山総合支庁(本庁舎) |
| 平成18年9月17日(日) | 庄内総合支庁(本庁舎) |

2 時 間

午前9時から午後4時まで

3 受験資格

県内に住所を有する者で、平成18年度において狩猟免許を受けようとするもの。ただし、受験日において20歳未満の者を除く。

4 受験手続

(1) 提出書類

イ 狩猟免許申請書

ロ 次のいずれにも該当しない旨の医師の診断書(銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第4条第1項の規定による銃砲の所持の許可を受けている者にあつては当該許可証の写し)

(イ) 統合失調症、そううつ病(そう病及びうつ病を含む。)、てんかん(発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。)その他自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気にかかっている者

(ロ) 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者

(ハ) 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者((イ)及び(ロ)に該当する者を除く。)

ハ 写真(申請前6箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.6センチメートル、横2.4センチメートルのもの1枚とし、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載すること。)

(2) 提出先

文化環境部みどり自然課

(3) 提出期間

イ 8月25日に実施する試験を受験する場合 7月31日(月)から8月18日(金)まで

ロ 9月17日に実施する試験を受験する場合 8月21日(月)から9月8日(金)まで

5 その他

詳細については、文化環境部みどり自然課に問い合わせること。

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第51条第2項及び第4項の規定により、狩猟免許の更新に係る適性試験及び講習を次のとおり実施する。

平成18年6月2日

山形県知事 齋 藤 弘

1 適性試験及び講習の期日及び場所

| 期 日           | 場 所         | 受 験 者 の 居 住 地                                |
|---------------|-------------|----------------------------------------------|
| 平成18年7月4日(火)  | 置賜総合支庁(本庁舎) | 米沢市及び川西町                                     |
| 平成18年7月7日(金)  | 置賜総合支庁(本庁舎) | 米沢市及び川西町                                     |
| 平成18年7月10日(月) | 置賜総合支庁(本庁舎) | 南陽市及び高畠町                                     |
| 平成18年7月11日(火) | 置賜総合支庁(本庁舎) | 南陽市及び高畠町                                     |
| 平成18年7月19日(水) | 置賜総合支庁(西庁舎) | 長井市                                          |
| 平成18年7月20日(木) | 置賜総合支庁(西庁舎) | 白鷹町及び飯豊町                                     |
| 平成18年7月25日(火) | 村山総合支庁(西庁舎) | 寒河江市及び朝日町                                    |
|               | おぐに開発総合センター | 小国町                                          |
| 平成18年7月26日(水) | 村山総合支庁(西庁舎) | 河北町、西川町及び大江町                                 |
|               | 庄内総合支庁(本庁舎) | 酒田市(平成17年10月31日における八幡町、松山町及び平田町の区域に限る。)及び遊佐町 |
| 平成18年7月27日(木) | 最上総合支庁(本庁舎) | 大蔵村、鮭川村及び戸沢村                                 |
| 平成18年7月28日(金) | 最上総合支庁(本庁舎) | 最上町                                          |
|               | 庄内総合支庁(本庁舎) | 酒田市(平成17年10月31日における酒田市の区域に限る。)               |
| 平成18年8月1日(火)  | 最上総合支庁(本庁舎) | 金山町、舟形町及び真室川町                                |
| 平成18年8月4日(金)  | 最上総合支庁(本庁舎) | 新庄市                                          |

|               |             |                                                     |
|---------------|-------------|-----------------------------------------------------|
| 平成18年8月8日(火)  | 村山総合支庁(北庁舎) | 村山市                                                 |
| 平成18年8月9日(水)  | 村山総合支庁(北庁舎) | 東根市                                                 |
|               | 庄内総合支庁(本庁舎) | 鶴岡市(平成17年9月30日における藤島町、羽黒町、櫛引町及び温海町の区域に限る。)、三川町及び庄内町 |
| 平成18年8月10日(木) | 村山総合支庁(北庁舎) | 尾花沢市及び大石田町                                          |
| 平成18年8月23日(水) | 庄内総合支庁(本庁舎) | 鶴岡市(平成17年9月30日における鶴岡市の区域に限る。)                       |
| 平成18年8月29日(火) | 村山総合支庁(本庁舎) | 天童市及び中山町                                            |
| 平成18年8月30日(水) | 村山総合支庁(本庁舎) | 山形市及び上山市                                            |
| 平成18年9月7日(木)  | 庄内総合支庁(本庁舎) | 鶴岡市(平成17年9月30日における朝日村の区域に限る。)                       |
| 平成18年9月13日(水) | 村山総合支庁(本庁舎) | 山形市及び山辺町                                            |
| 平成18年9月14日(木) | 村山総合支庁(本庁舎) | 山形市                                                 |

## 2 受験資格

県内に住所を有し、有効期限が平成18年9月14日の狩猟免許を所持する者

## 3 受験手続

狩猟免許更新申請書に次の書類(銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第4条第1項の規定による銃砲の所持の許可を受けている者にあつては第2号に掲げる書類)を添えて、試験等の日の10日前までに居住地を所管する総合支庁に提出すること。

## (1) 次のいずれにも該当しない旨の医師の診断書

イ 統合失調症、そううつ病(そう病及びうつ病を含む。)、てんかん(発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。)その他自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気がかかっている者

ロ 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者

ハ 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者(イ及びロに該当する者を除く。)

## (2) 写真(申請前6箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.6センチメートル、横2.4センチメートルのもの1枚とし、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載すること。)

## 4 その他

詳細については、各総合支庁保健福祉環境部環境課に問い合わせること。

家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)第16条第2項の規定により、家畜人工授精に関する講習会を次のとおり実施する。

平成18年6月2日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 講習会の期間及び場所

(1) 期 間 平成18年7月10日(月)から同年8月7日(月)まで

(2) 場 所 新庄市大字鳥越字一本松1076番地  
山形県農業総合研究センター畜産試験場

## 2 対象となる家畜の種類

牛

3 受講手続

受講願書を平成18年6月16日(金)までに住所地を所管する総合支庁に提出すること。

4 その他

詳細については、農林水産部エコ農業推進課畜産室又は住所地を所管する総合支庁の産業経済部農業振興課に問い合わせること。

家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)第16条第2項の規定による平成18年度家畜人工授精に関する講習会の修了者に対する修業試験を次のとおり実施する。

平成18年6月2日

山形県知事 齋 藤 弘

1 試験の期間及び場所

(1) 期 間 平成18年8月8日(火)から同月10日(木)まで

(2) 場 所 新庄市大字鳥越字一本松1076番地

山形県農業総合研究センター畜産試験場

2 受験手続

受験願書を平成18年7月21日(金)までに住所地を所管する総合支庁に提出すること。

3 その他

詳細については、農林水産部エコ農業推進課畜産室又は住所地を所管する総合支庁の産業経済部農業振興課に問い合わせること。

道路交通法(昭和35年法律第105号)第99条の2第4項第1号イ及び同法第99条の3第4項第1号イの規定による技能検定員審査及び教習指導員審査を次のとおり実施する。

平成18年6月2日

山形県公安委員会  
委員長 鑑 谷 誠 一

1 審査の種類

(1) 技能検定員審査

ア 技能検定員審査(大型)

イ 技能検定員審査(普通)

ウ 技能検定員審査(大特)

エ 技能検定員審査(大自二)

オ 技能検定員審査(普自二)

カ 技能検定員審査(牽引)

キ 技能検定員審査(大型二種)

ク 技能検定員審査(普通二種)

(2) 教習指導員審査

ア 教習指導員審査(大型)

イ 教習指導員審査(普通)

ウ 教習指導員審査(大特)

エ 教習指導員審査(大自二)

オ 教習指導員審査(普自二)

カ 教習指導員審査(牽引)

キ 教習指導員審査(大型二種)

ク 教習指導員審査(普通二種)

2 審査の期日及び場所

(1) 期 日

平成18年7月3日(月)から同月7日(金)までの日の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 場 所

天童市大字高揃1300番地 山形県総合交通安全センター

### 3 審査の申請手続

#### (1) 申請手続

審査を受けようとする者は、審査申請書に山形県指定自動車教習所規程(昭和53年6月県公安委員会告示第15号)第5条に規定する書類を添えて、山形県警察本部交通部運転免許課(以下「運転免許課」という。)に提出すること。

#### (2) 申請の受付期間及び受付時間

平成18年6月12日(月)から同月16日(金)までの日の午前8時30分から午後5時15分まで

### 4 審査手数料

審査手数料は、山形県手数料条例(平成12年3月県条例第8号)第2条第2項第8号及び第10号に規定する額とする。

### 5 その他

詳細については、運転免許課(電話023-655-2150)に問い合わせること。

## そ の 他

宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第16条の2第1項の規定による山形県知事の委任に係る平成18年度宅地建物取引主任者資格試験を次のとおり実施する。

平成18年6月2日

財団法人不動産適正取引推進機構

理事長 三 澤 眞

### 1 試験の日時

平成18年10月15日(日) 午後1時から午後3時まで

ただし、宅地建物取引業法第16条第3項の規定により、国土交通大臣の登録を受けた者が行う講習を受講し修了試験に合格した者で、試験の一部免除を受けようとするもの(以下「登録講習修了者」という。)については、午後1時10分から午後3時まで

### 2 試験の場所

受験申込み受付の際、指定する。

### 3 試験の内容

#### (1) 内 容

おおむね次の事項について行う。

イ 土地の形質、地積、地目及び種別並びに建物の形質、構造及び種別に関すること。

ロ 土地及び建物についての権利及び権利の変動に関する法令に関すること。

ハ 土地及び建物についての法令上の制限に関すること。

ニ 宅地及び建物についての税に関する法令に関すること。

ホ 宅地及び建物の需給に関する法令及び実務に関すること。

ヘ 宅地及び建物の価格の評定に関すること。

ト 宅地建物取引業法及び同法の関係法令に関すること。

ただし、登録講習修了者については、イ及びホに掲げる事項に関する問題を免除する。

#### (2) 出題法令の適用期日

平成18年4月1日現在施行されている法令

### 4 試験の方法及び出題数

#### (1) 方 法

4肢択一式の筆記試験による。

#### (2) 出題数 50問

ただし、登録講習修了者については、45問とする。

### 5 受験資格

年齢、性別、学歴等に関係なく、だれでも受験することができる。

### 6 受験申込み

#### (1) インターネットによる申込み

イ 試験案内の掲載

(イ) 掲載期間

平成18年7月3日(月)から同月18日(火)まで

(ロ) 掲載場所

財団法人不動産適正取引推進機構のホームページ (<http://www.retio.or.jp>)

□ 申込期間

平成18年7月3日(月)午前9時30分から同月18日(火)午後10時まで

八 申込方法

(イ) 財団法人不動産適正取引推進機構のホームページ (<http://www.retio.or.jp>) にアクセスし、受験申込画面において必要な事項(登録講習修了者については、登録講習修了者証明書(登録講習修了試験合格年月日が試験実施日前3年以内のもの)に記載されている登録講習機関の登録番号及び修了番号を含む。)を入力する。

(ロ) 写真ファイル(平成18年4月1日以降に撮影した上半身、無帽、正面向き、無背景のものでJPEG形式のもの)を添付する。

二 受験手数料

7,000円

財団法人不動産適正取引推進機構が指定したクレジットカードにより又はコンビニエンスストアより納入する(事務手数料は、本人負担)。

(2) 郵送による申込み

イ 試験案内及び受験申込書の配布

(イ) 配布期間

平成18年7月3日(月)から同月31日(月)まで。ただし、土曜日、日曜日及び休日は除く。

(ロ) 配布場所

社団法人山形県宅地建物取引業協会本部及び各支部

□ 申込期間

平成18年7月3日(月)から同月31日(月)までの日付けの消印があるものに限り受け付ける。

八 提出書類

(イ) 受験申込書(受験手数料納入済を証する郵便振替払込受付証明書をはったもの)

(ロ) 写真1葉(平成18年4月1日以降に撮影した上半身、無帽、正面、無背景で縦4.5センチメートルから5センチメートルまで、横3.5センチメートルから5センチメートルまでの間の大きさのもの)

(ハ) 登録講習修了者については、(イ)及び(ロ)に加えて登録講習修了者証明書(登録講習修了試験合格年月日が試験実施日前3年以内のもの)

二 受験手数料

7,000円

受験申込み前に、所定の郵便振替用紙により、郵便局又は財団法人不動産適正取引推進機構が指定する銀行預金口座に払い込む(払込手数料は、本人負担)。

ホ 郵送先及び郵送方法

社団法人山形県宅地建物取引業協会あて、簡易書留郵便又は配達記録郵便で申し込む。

7 合格発表

(1) 発表の期日

平成18年11月29日(水)

(2) 発表の方法

申込書配布場所に合格者一覧表を掲示するとともに、本人への合格証書の送付により行う。

8 試験に関する問い合わせ

土木部建築住宅課(電話023(630)2154)又は社団法人山形県宅地建物取引業協会(電話023(623)7502)

正 誤

| 発行年月日       | 県公報<br>番 号 | ページ | 行  | 誤                 | 正           |
|-------------|------------|-----|----|-------------------|-------------|
| 平成18. 5. 26 | 第1744号     | 806 | 28 | 国語、社会、数学、理科、美術、技術 | 国語、社会、数学、理科 |

平成18年6月2日印刷  
平成18年6月2日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県  
購読料 月4,000円(郵送料共)

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形(631)2057 (631)2056